

## 住田町総合計画・住田町人口ビジョン・住田町総合戦略 推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 住田町総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく住田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「住田町人口ビジョン」という。）、住田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「住田町総合戦略」という。）を策定、推進するため住田町総合計画・住田町人口ビジョン・住田町総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、第1の目的を遂行するため、次に掲げる事項について検討し推進するものとする。

- (1) 住田町総合計画に関すること
- (2) 住田町人口ビジョンに関すること。
- (3) 住田町総合戦略に関すること。
- (4) その他住田町総合計画及び住田町人口ビジョン、住田町総合戦略に必要と思われる事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に規定にかかわらず、町長は、必要があると認めたときは、2年以内の期間を定めて委嘱することができる。
- 3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席を持って成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画担当課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成27年5月1日から施行する。